

はじめに

現在、いじめの問題への対応は、我が国の教育における最重要課題の一つとして全国的に取組をすすめられているところですが、未だ、全国各地域において、いじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、大変憂慮すべき状況にあります。

平成25年9月に、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行されました。

本県では、平成26年3月に、法第12条の規定に基づき、本県における対策を再度見直し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処という。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「県の基本方針」という。）を策定しました。また、法の施行から3年が経過し、今回、国のいじめ防止基本方針が改定されたことに伴い、県の基本方針の改定を行いました。

県の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された、地方公共団体や学校における組織体制や、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめの防止等のための取組を定めるものです。

本県においては、平成18年10月の筑前町における事案を機に、いじめの問題の解決に向け様々な取組を進め、県の基本方針により、各学校等での取組等の強化を推進してきたところですが、国のいじめ防止基本方針の改定に伴い、取組内容について再度整理しました。

今後、県の基本方針に基づき、県としても、いじめの問題の解決に全力で取り組んで参りますので、関係者におかれましても、これに基づき取組の具体化を図っていただきたいと考えています。